

国税通則法施行規則及び国税收納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(国税通則法施行規則の一部改正)

第一条 国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

(交付送達の手続)

第一条 省略

2 省略

3 第一項の規定は、税関の当該職員が、次の各号に掲げる場合において、法第十二条第四項ただし書の規定により当該各号に定める書類を交付したときは、適用しない。

- 一 法第三十三条第三項(賦課決定の所轄庁等)の規定により税関長が法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法(昭和六十三年法律第八号)第八条第三項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)の規定により直ちに徴収する消費税又は本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、若しくは別送して輸入する物品につき徴収すべき消費税等(法第二条第三号(定義)に規定する消費税等をいう。次号において同じ。)に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税(法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)を税関の当該職員に即納させるとき 法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用される法第三十二条第三項又は第四項に規定する賦課決定通知書(同条第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書)

二 法第四十五条第一項(税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定)の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項(納税の告知)の規定により税関長が納税の告知を行う場合において、当該納税の告知が本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する消費税等に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税を税関の当該職員に即納させるとき 納税告知書

(交付送達の手続)

第一条 同上

2 同上

3 第一項の規定は、税関の当該職員が納税告知書(本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する法第二条第三号(定義)に規定する消費税等に係るものに限る。)を法第十二条第四項ただし書の規定により交付した場合には、適用しない。

(納付に係る届出等)

第一条の三 法第三十四条第一項ただし書(納付の手続)に規定する財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 省 略

二 電子情報処理組織を使用して国税を納付しようとする者が、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項(事前届出等)の規定により税務署長に届け出た場合又は同令第八条第一項(電子情報処理組織による国税の納付手続)に規定する事項の入力をするものとして税務署長に届け出た場合

2・3 省 略

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 法第三十四条の二第二項(口座振替納付に係る通知等)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかの方法による通知とする。

一 省 略

二 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)、第十一条の七第四項第二号(株式等の内容に関する事項等)及び第十一条の十第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法

(納付委託の対象)

第二条 法第三十四条の三第一項(納付受託者に対する納付の委託)に規定する財務省令で定める金額以下である場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 省 略

三 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする金額が三十万円(税関長が課する国税を納付しようとする金額にあつては、百万円)以下であり、かつ、当該国

(納付に係る届出等)

第一条の三 同上

一 同 上

二 電子情報処理組織を使用して国税(法第二条第一号(定義)に規定する国税をいう。以下同じ。)を納付しようとする者が、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項(事前届出等)の規定により税務署長に届け出た場合又は同令第八条第一項(電子情報処理組織による国税の納付手続)に規定する事項の入力をするものとして税務署長に届け出た場合

2・3 同 上

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 同上

一 同 上

二 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)、第十一条の六第四項第二号(株式等の内容に関する事項等)及び第十一条の九第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法

(納付委託の対象)

第二条 同上

一・二 同 上

三 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする金額が三十万円以下であり、かつ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律(平成二十

税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（第三項第二号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて決済することができる金額以下である場合

2 法第三十四条の三第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する納付書であり、かつ、バーコードの記載があるものとする。

一 国税局、税務署又は税関の職員から交付され、又は送付された納付書

3 二省 略
省略

（納付受託者の指定の手続）

第四条 法第三十四条の四第一項（納付受託者）の規定による国税庁長官又は財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を国税庁長官又は財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、国税庁長官又は財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

3 国税庁長官又は財務大臣は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないことと

一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（第三項第二号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて決済することができる金額以下である場合

2 同上

一 国税局又は税務署の職員から交付され、又は送付された納付書

3 二 同上
同上

（納付受託者の指定の手続）

第四条 法第三十四条の四第一項（納付受託者）の規定による国税庁長官の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を国税庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、国税庁長官が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

3 国税庁長官は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはそ

したときはその旨及びその理由を当該申出書を提出した者に通知しなければならぬ。

(納付受託者の指定に係る公示事項)

第五条 法第三十四条の四第二項(納付受託者)に規定する財務省令で定める事項は、国税庁長官又は財務大臣が同条第一項の規定による指定をした日とする。

(納付受託者の名称等の変更の届出)

第六条 納付受託者(法第三十四条の四第一項(納付受託者)に規定する納付受託者をいう。以下同じ。)は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は財務大臣に提出しなければならない。

(納付受託者の報告)

第八条 納付受託者は、法第三十四条の五第二項(納付受託者の納付)の規定により、次に掲げる事項を国税庁長官又は財務大臣に報告しなければならない。

一・二 省 略

(納付受託者に対する報告の徴求)

第九条 国税庁長官又は財務大臣は、納付受託者に対し、法第三十四条の六第二項(納付受託者の帳簿保存等の義務)の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(納付受託者の指定取消の通知)

第十条 国税庁長官又は財務大臣は、法第三十四条の七第一項(納付受託者の指定の取消し)の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(加重された過少申告加算税等の対象となる帳簿等)

の旨及びその理由を当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

(納付受託者の指定に係る公示事項)

第五条 法第三十四条の四第二項(納付受託者)に規定する財務省令で定める事項は、国税庁長官が同条第一項の規定による指定をした日とする。

(納付受託者の名称等の変更の届出)

第六条 納付受託者(法第三十四条の四第一項(納付受託者)に規定する納付受託者をいう。以下同じ。)は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を国税庁長官に提出しなければならない。

(納付受託者の報告)

第八条 納付受託者は、法第三十四条の五第二項(納付受託者の納付)の規定により、次に掲げる事項を国税庁長官に報告しなければならない。

一・二 同 上

(納付受託者に対する報告の徴求)

第九条 国税庁長官は、納付受託者に対し、法第三十四条の六第二項(納付受託者の帳簿保存等の義務)の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(納付受託者の指定取消の通知)

第十条 国税庁長官は、法第三十四条の七第一項(納付受託者の指定の取消し)の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

第十一条の二

法第六十五条第四項（過少申告加算税）に規定する財務省令で定める帳簿は、同項に規定する修正申告等又は法第六十六条第四項（無申告加算税）に規定する期限後申告等の基因となる事項に係る次に掲げる帳簿のうち、法第六十五条第四項第一号に規定する特定事項（以下この条において「特定事項」という。）に関する調査について必要があると認められるものとする。

一 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十八条第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳及び総勘定元帳

二 所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書（青色申告者の備え付けべき帳簿書類）の規定により同項ただし書に規定する財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる帳簿

三 所得税法施行規則第二百二条第一項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）に規定する帳簿

四 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳及び総勘定元帳

五 法人税法施行規則第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿

六 消費税法第三十条第七項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する帳簿（同条第八項第一号又は第二号に掲げるものに限る。）、同法第三十八条第二項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する帳簿、同法第三十八条の二第二項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）に規定する帳簿及び同法第五十八条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿（同法第二

条第一項第八号（定義）に規定する資産の譲渡等又は同項第十二号に規定する課税仕入れに関する事項の記録に係るものに限る。）

2| 法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める事項は、売上げ（業務に係る収入を含む。）とする。

3| 法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とする。

4| 法第六十五条第四項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録す

べき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。

5| 法第六十六条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とする。

6| 法第六十六条第四項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。

(納税管理人でなくなる事由等)

第十一条の三 省 略

2 省 略

(税務代理人がある場合における納税義務者に対する調査の事前通知)

第十一条の四 省 略

2 省 略

(預貯金等の内容に関する事項)

第十一条の五 省 略

(社債等の内容に関する事項)

第十一条の六 省 略

(株式等の内容に関する事項等)

第十一条の七 省 略

2 省 略

(映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等)

(陳述等)

第十一条の八 省 略

(映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)

第十一条の九 省 略

(納税管理人でなくなる事由等)

第十一条の二 同 上

2 同 上

(税務代理人がある場合における納税義務者に対する調査の事前通知)

第十一条の三 同 上

2 同 上

(預貯金等の内容に関する事項)

第十一条の四 同 上

(社債等の内容に関する事項)

第十一条の五 同 上

(株式等の内容に関する事項等)

第十一条の六 同 上

2 同 上

(映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等)

(陳述等)

第十一条の七 同 上

(映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)

第十一条の八 同 上

(電磁的記録に記録された事項の表示等)

第十一条の十 省 略

2・3 省 略

別紙第1号書式

納付書・領収済通知書 省 略

領収控 省 略

領収証書 省 略

備考

1～7 省 略

8 自動車重量税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第6条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所」とする。

9 登録免許税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第8条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第3片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

10～15 省 略

(電磁的記録に記録された事項の表示等)

第十一条の九 同 上

2・3 同 上

別紙第1号書式

納付書・領収済通知書 同 左

領収控 同 左

領収証書 同 左

備考

1～7 同 左

8 自動車重量税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第6条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。

9 登録免許税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第8条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第3片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

10～15 同 左

別紙第 1 号の 2 書式

納付書・領収済通知書 省 略

備考

1～3 省 略

4 第 2 条第 2 項 (第 2 号に係る部分に限る。) に規定する納付書については、この書式に代え、国税庁長官が定める書式 (税関が取り扱う 国税に係る当該納付書については、財務大臣が定める書式) によるものとする。

別紙第 2 号書式

納税告知書・領収証書 省 略

領収済通知書 省 略

領収控 省 略

備考

1～3 省 略

4 電子計算機を使用して第 1 条第 3 項各号に定める納税告知書を作成する場合、日本産業規格 X 0012 (情報処理用語 (データ媒体、記憶装置及び関連装置)) に規定する非衝撃式印字装置により印字するとき、1 において準用する第 1 号書式備考 2 及び 3 にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の 2 に掲げる事項を印字する方法によることができる。

別紙第 1 号の 2 書式

納付書・領収済通知書 同 左

備考

1～3 同 左

4 第 2 条第 2 項 (第 2 号に係る部分に限る。) に規定する納付書については、この書式に代え、国税庁長官が定める書式によるものとする。

別紙第 2 号書式

納税告知書・領収証書 同 左

領収済通知書 同 左

領収控 同 左

備考

1～3 同 左

4 電子計算機を使用して第 1 条第 3 項に規定する納税告知書を作成する場合、日本産業規格 X 0012 (情報処理用語 (データ媒体、記憶装置及び関連装置)) に規定する非衝撃式印字装置により印字するとき、1 において準用する第 1 号書式備考 2 及び 3 にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の 2 に掲げる事項を印字する方法によることができる。

(国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正)

第二条 国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和二十九年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

(調査決定)

第八条 省 略

2 国税収納命令官等は、課税標準の申告により納付されるべき国税及び特定地方税については、申告書の提出があつたとき(申告書の提出があつたとみなされるときを含む。)又は当該国税及び特定地方税につき更正若しくは決定があつたときに、当該国税及び特定地方税に係る附帯税については、その税額が確定したときに、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第十六条第一項の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の五第三項の規定により読み替えて適用する同法第七十七条第三項の規定及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第七条第四項の規定により関税納付受託者(関税法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。第二十四条において同じ。)及び納付受託者(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。以下この項及び第二十四条において同じ。)にそれぞれその納付を委託された国税及び特定地方税若しくは輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第五項の規定により納付受託者にその納付を委託された国税及び特定地方税又は関税法第七十七条の二第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項若しくは第七項の規定により日本郵便株式会社^ニその納付を委託された国税及び特定地方税については、納税義務が発生したときに、前項の規定に準じて調査及び徴収の決定をしなければならない。

3・4 省 略

(収納済額の登記)

(調査決定)

第八条 同 上

2 国税収納命令官等は、課税標準の申告により納付されるべき国税及び特定地方税については、申告書の提出があつたとき(申告書の提出があつたとみなされるときを含む。)又は当該国税及び特定地方税につき更正若しくは決定があつたときに、当該国税及び特定地方税に係る附帯税については、その税額が確定したときに、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第十六条第一項の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十七条の二第一項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第七条第四項若しくは同条第五項の規定により郵便事業株式会社^ニその納付を委託された国税及び特定地方税については、納税義務が発生したときに、前項の規定に準じて調査及び徴収の決定をしなければならない。

3・4 同 上

(収納済額の登記)

第二十四条 国税収納命令官等は、国税収納官吏又は日本銀行から、その
収納した国税等について、領収済報告書、領収済通知書（国税通則法第
三十四条の五第一項の規定による納付受託者の納付及び関税法第九条の
七第一項の規定による関税納付受託者の納付に係る領収済通知書を除く
）、振替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書の送付を受け
たときは、直ちに当該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は
国税収納金整理資金組入済通知書の枚数及び金額を、これらに添付され
ている集計表により確認した上、当該領収済報告書、領収済通知書、振
替済通知書又は国税収納金整理資金組入済通知書により収納年月日、収
納済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならぬ。ただ
し、当該領収済通知書が国税収納官吏から払い込まれた国税等に係るも
のであるときは、この限りでない。

2 国税収納命令官等は、日本銀行から、その収納した国税等について国
税通則法第三十四条の五第一項の規定による納付受託者の納付又は関税
法第九条の七第一項の規定による関税納付受託者の納付に係る領収済通
知書の送付を受けたときは、それぞれ当該領収済通知書に係る国税通則
法第三十四条の五第二項（同法第四十五条第一項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）の規定により国税庁長官若しくは財務大臣が
納付受託者から通知を受ける国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事
項又は関税法第九条の七第二項の規定により財務大臣が関税納付受託者
から通知を受ける関税法施行規則第一条の十四各号に掲げる事項により
、収納年月日、収納済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなけれ
ばならない。

3・4 省略

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中国税通則
法施行規則第一条の四第二号の改正規定及び同令第十一条の九を同令第十
一条の十とし、同令第十一条の二から第十一条の八までを一条ずつ繰り下げ、

第二十四条 国税収納命令官等は、国税収納官吏又は日本銀行から、その
収納した国税等について、領収済報告書、領収済通知書（国税通則法（
昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の五第一項の規定による納付
受託者（同法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次項
において同じ。）の納付及び関税法第九条の七第一項の規定による関税
納付受託者（同法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次項
において同じ。）の納付に係る領収済通知書を除く。）、振替済通知書
又は国税収納金整理資金組入済通知書の送付を受けたときは、直ちに当
該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は国税収納金整理資金
組入済通知書の枚数及び金額を、これらに添付されている集計表により
確認した上、当該領収済報告書、領収済通知書、振替済通知書又は国税
収納金整理資金組入済通知書により収納年月日、収納済額その他必要な
事項を資金徴収簿に登記しなければならぬ。ただし、当該領収済通知
書が国税収納官吏から払い込まれた国税等に係るものであるときは、こ
の限りでない。

2 国税収納命令官等は、日本銀行から、その収納した国税等について国
税通則法第三十四条の五第一項の規定による納付受託者の納付又は関税
法第九条の七第一項の規定による関税納付受託者の納付に係る領収済通
知書の送付を受けたときは、それぞれ当該領収済通知書に係る国税通則
法第三十四条の五第二項の規定により国税庁長官が納付受託者から通知
を受ける国税通則法施行規則第八条各号に掲げる事項又は関税法第九条
の七第二項の規定により財務大臣が関税納付受託者から通知を受ける関
税法施行規則第一条の十四各号に掲げる事項により、収納年月日、収納
済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならない。

3・4 同上

同令第十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年一月一日から施行する。
